

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号

(本社事務所
東京都渋谷区初台一丁目46番3号
(シモモトビル))

太洋物産株式会社

代表取締役社長 柏 原 滋

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月19日(木曜日)午後5時30分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年12月20日(金曜日)午前10時
(受付開始は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番8号
機械振興会館 地下2階 ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項
報告事項 第79期(2018年10月1日から2019年9月30日まで)事業報告、計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役3名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.taiyo-bussan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

- ・事業報告の 「業務の適正を確保するための体制」
- ・計算書類の 「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

◎本招集ご通知に添付しております株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.taiyo-bussan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

◎株主総会にご出席の株主様への粗品等のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、世界的な政治・経済での不透明感が漂っている中、内需は緩やかな高まりを見せていたものの、猛暑・台風・豪雨など自然災害が生活を脅かし、経済活動に影響をもたらす懸念を抱えながら、当事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商材である牛肉につきましては、海外からの仕入価格が上昇を続け、販売単価に転嫁できず、利益率を改善できませんでした。鶏肉も前期末頃からの相場の上昇があったものの、夏場以降、期末に向け相場が弱含みに転じ、売上高・利益率ともに減少となりました。加工食品につきましても、輸入価格の割高感から取扱数量・売上高とも減少しました。豚肉につきましては、スペイン産豚肉の輸入に加え、新たにオーストリア産・アイルランド産・イタリア産・デンマーク産豚肉の輸入取引も順調に進んだことから取扱数量・売上高とも大幅な増加となりました。

食肉関係以外では、中国向け車輻部品・エンジンは、販売終了に伴い取扱数量・売上高とも減少となりました。農産品につきましては、緑豆の品質が昨年に比べて低下したため販売が伸びず、中国産大豆も品質には問題ないものの、中国産離れの影響もあり取扱数量・売上高とも伸び悩みました。化学品につきましては、韓国向け出荷が落ち込んだこと、当社が取り扱っている日本製の化学品原料の提示価格が、海外勢からの価格に対して競争力を失い、取扱数量・売上高とも減少しました。

この結果、当事業年度における売上高は195億19百万円(前事業年度比 2.6%減)、営業利益32百万円(前事業年度比 66.4%減)、経常損失39百万円(前事業年度は、経常利益16百万円)、当期純損失42百万円(前事業年度は、当期純利益9百万円)となりました。

(2) 事業部門別の概況

次に事業部門別の概況をご報告申し上げます。

(食料部)

牛肉につきましては、外食産業向けに取扱数量・売上高とも順調に推移しましたが、海外からの仕入価格が上昇を続け、販売単価に転嫁できず、利益率を改善できませんでした。鶏肉につきましては、前期末頃からの相場の上昇で、利益を順調に積み上げることができましたが、夏場以降、期末に向け相場が弱含みに転じ、売上高・利益率ともに減少しました。加工食品では、タイ国内の原料価格の高騰で、輸入商品価格の割高感から販売が伸びず、取扱数量・売上高とも減少しました。

この結果、当事業年度での売上高は、117億28百万円(前事業年度比 9.2%減)となりました。

(営業開拓部)

農産品につきましては、緑豆の品質が昨年に比べて低下し、販売が伸びず、中国産大豆は品質には問題ないものの中国産離れの影響もあり、取扱数量・売上高とも伸び悩みました。化学品につきましては、韓国向け出荷が落ち込んだこと、当社が取り扱っている日本製の化学品の提示価格が、海外勢からの価格に対して競争力を失い、取扱数量・売上高とも減少しました。中国向け車輛部品・エンジンでは、エンジンの販売終了に伴い取扱数量・売上高とも減少しましたが、ベラルーシ産の鶏肉、マレーシア産の高級果物など新たな取引を開始しました。

この結果、当事業年度での売上高は、26億56百万円(前事業年度比31.1%減)となりました。

(生活産業部)

豚肉につきましては、スペイン産豚肉の輸入は順調に推移し、加えて新規シッパーから新たにオーストリア・アイルランド・イタリア・デンマークなどからの輸入取引も順調に進んだことから取扱数量・売上高とも大幅に増加させることができました。中国からの加工食品は風評等の影響もあり、取扱数量・売上高とも減少しました。

この結果、当事業年度での売上高は、51億33百万円(前事業年度比 56.6%増)となりました。

[事業部門別売上高]

(単位：百万円)

	第 78 期 2017年10月1日から 2018年9月30日まで		第 79 期 2018年10月1日から 2019年9月30日まで		前事業年度比	
		構成比		構成比	増減額	増減率
食料部	12,919	64.4%	11,728	60.0%	△1,190	△9.2%
営業開拓部	3,858	19.2	2,656	13.6	△1,202	△31.1
生活産業部	3,277	16.4	5,133	26.4	1,855	56.6
合計	20,055	100.0	19,519	100.0	△536	△2.6

(3) 対処すべき課題

当事業年度におきまして、当社の主要商材である牛肉につきましては、外食産業向けに取扱数量・売上高とも順調に推移しましたが、現地生産国からの仕入価格が中国からの引き合いが強いこと等もあり、上昇基調にあります。外食産業においては、高騰した原料価格をそのままメニュー価格に転嫁できず、当社の利益率を下げざるを得ない状況にありました。

また、農産品も期待していた緑豆の品質が低下したため、中国産大豆では、中国産離れの影響で販売が伸び悩み、取扱数量・売上高とも減少し、営業利益は前期を下回りました。

その結果、全社では、営業利益32百万円、経常損失39百万円、当期純損失42百万円を計上することとなり、純資産が第78期事業年度末より51百万円減少し、2億37百万円となりました。

第80期事業年度につきましては、生じうるリスクに耐えられるような対応力と財務基盤の強化を図りつつ、安定的な利益を出すことができる事業体制を確立することが最優先の課題と考えております。

以上の状況を踏まえ、当社は次の4つの基本方針の下、全社一丸となって取り組んでまいり所存です。

①利益率の向上と安定的利益の確保

畜産物を中心とした当社基幹事業の中で、多様化する顧客の幅を広げ、一次加工品及び加熱加工品を拡大強化するとともに、当社が得意とする事業分野で、より専門的な商品を取り扱って利益率の向上と安定的利益の確保に努めます。また、中国やインド等の内需拡大を受け、日本産の商品、並びに三国間取引を通じて魅力ある商品の提供を行い、利益の創出を目指します。

②リスクの分散・回避

相場変動や商品リスクを分散・回避するために、実需に見合う数量・価格等の取り引きを行いながら、商機を逃さず収益が確保できる仕組みの構築を目指します。

③機動的な資金の投入

商品の仕入及び販売の管理コントロールの徹底を図り、必要とする部門への機動的な資金の投入ができる体制構築を目指します。

④純資産の部の改善

純資産が2億37百万円であることから、想定外で発生しうるリスクに耐える体制とするため、貸借対照表における純資産の部を盤石なものとするに努めます。

以上の方針の下、以前から掲げてまいりました「シンカ」を更に提唱し、営業活動に邁進してまいります。

当社におきましての「シンカ」は、物事の意味を深く理解する「深化」、変化する環境に適応し変化を続ける「進化」、モノの本当の価値を示す「真価」を意味してまいりました。全役社員が、今一度その意味を噛み締め、それぞれが関わる「ヒト・モノ・情報」全てに対する関係性をシンカさせ、その関わりの追求から、品質の向上や新たな提案を生み出し、個々の課題に対して的確に応える能力をシンカさせてまいります。

引き続き業容の回復と、財務基盤の盤石化を図るとともに、現在の当社の置かれている環境を、絶好のノウハウ吸収の機会ととらえ、飛躍できる「強い会社」となるよう対処してまいります。

(4) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第76期 (2016年度)	第77期 (2017年度)	第78期 (2018年度)	第79期 (2019年度)
売上高(百万円)	20,290	23,819	20,055	19,519
経常利益(百万円)	△530	337	16	△39
当期純利益(百万円)	△508	301	9	△42
1株当たり当期純利益	△423円44銭	227円10銭	7円44銭	△32円11銭
総資産(百万円)	11,047	12,014	11,742	9,684
純資産(百万円)	△35	298	288	237
1株当たり純資産額	△27円9銭	225円3銭	217円70銭	179円7銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 「△」は損失を示しております。
3. 2017年4月1日付で、普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行ったため、第76期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(第76期)

第76期事業年度における我が国の経済は、企業の業況等は好調を継続していることから穏やかな景気回復は継続していると考えられておりますが、原油価格低迷によって物価全般も抑制され、個人消費の減速傾向は続いており、アジア新興国等の経済の減速など海外での先行きも不透明感が拭えず、景気回復の実感が乏しい中での当事業年度末を迎えました。このような環境の下、当社の主要商材である鶏肉につきましては、円高の影響等により需要に比して輸入量が増加し国内在庫も高水準のまま推移したことから市場価格の低迷が続き、利益を確保することが難しい状況となりました。牛肉につきましては、牛肉価格の高止まりが継続し、消費需要に影響が現れはじめ、当事業年度末に向け需要が停滞したことから、取扱数量・売上高とも減少いたしました。中国向け車輛部品の輸出は、日本製への信頼から根強い需要があり順調に推移しました。加工食品につきましては、タイ産を中心に外食産業向けに取扱数量・売上高とも堅調で、化学品等の輸出につきましては円高と原油価格低迷の影響の中、当事業年度末にかけて新しい販売契約の締結があったことから取扱数量・売上高とも増加しました。この結果、当事業年度における売上高は202億90百万円(前事業年度比 17.2%減)となりました。営業損益につきましては、主力の鶏肉において輸入量の増加と円高の影響により市場価格が低迷し利益確保が難しかったことや当期に発生したクレーム代金の入金が遅れ、期間内に会計処理ができなかったこと、また営業開拓部に属する総合食品チームで取り扱う牛肉では特定部位の販売で一時的な赤字販売を余儀なくされたこと等で、営業損失が4億34百万円(前事業年度は 営業利益1億27百万円)となり、経常損失5億30百万円(前事業年度は 経常利益73百万円)、当期純損失5億8百万円(前事業年度は 当期純利益70百万円)となりました。

(第77期)

第77期事業年度における我が国の経済は、新興国を含む世界経済全体の景気が緩やかに回復している環境にあり、国内企業の業況等は好調を継続し、国内消費も持ち直しつつあるとされるものの、その実感が乏しい中で当事業年度末を迎えました。このような環境の下、当社の主要商材である牛肉につきましては、当期中の年末商戦、ゴールデンウィークにおいて外食需要の盛り上がりはあったものの、夏場にかけて消費が徐々に低調に推移し、通期では取扱数量・売上高とも微増となりました。鶏肉につきましては、昨年末頃からブラジルからの輸入量の減少が顕著になり、2月以降に価格は上昇に転じましたが、第1四半期会計期間の販売不振分が影響し、通期として取扱数量・売上高は微減となりました。加工食品につきましては、タイ産を中心に外食産業向けは

堅調に推移したものの、中国産の加工食品が振るわず取扱数量・売上高とも微減となりました。主要商材の売上高の減少等に対し、新しく生活産業部で取り扱いを開始したスペイン産の豚肉が大きく売上高を押し上げる状況となりました。この結果、当事業年度における売上高は、238億19百万円(前事業年度比 17.3%増)となり、営業利益面では、外食向けステーキ用原料肉で着実に利益が確保できたことや、2月以降に鶏肉相場が上昇に転じたことで、利益を確保しやすい販売環境となったこと等から営業利益は4億1百万円(前事業年度は 営業損失4億34百万円)、経常利益3億37百万円(前事業年度は 経常損失5億30百万円)、当期純利益3億1百万円(前事業年度は 当期純損失5億8百万円)と大幅な増益となり、第76期事業年度で生じました、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象や状況も解消いたしました。

(第78期)

第78期事業年度における我が国の経済は、諸外国間での関税等、貿易政策の推移・変化に注意を要するものの、新興国を含む世界経済全体の穏やかな景気回復が続き、豪雨・猛暑・台風など自然災害が経済活動に影響をもたらす懸念も生じておりましたが、国内企業の業況等も好調を持続している中で、当事業年度末を迎えました。

このような環境の下、当社の主要商材である牛肉につきましては、現地生産国において依然価格が高騰しており、内外格差が少なくなったことから当事業年度末にかけ、主力の外食産業が仕入れに対し慎重な姿勢であったため売上高が伸び悩み、畜肉調製品の販売も低調に推移したため取扱数量・売上高とも減少しました。鶏肉につきましても、ブラジルからの輸入量は一時落ち着いていたものの、春先から夏場にかけての国内相場の高騰を見込んだ輸入量の増加が上昇相場に水をかけ、再び価格が低迷し始めたことから、販売が低調となり、取扱数量・売上高とも減少しました。加工食品につきましては、タイ産を中心に外食産業向けに堅調に推移し、取扱数量・売上高とも増加しました。

この結果、第78期事業年度における売上高は、200億55百万円(前事業年度比 15.8%減)、営業利益95百万円(前事業年度比 76.2%減)、経常利益16百万円(前事業年度比 95.1%減)、当期純利益9百万円(前事業年度比 96.7%減)となりました。

(第79期)

当事業年度については、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2019年9月30日現在)

内外物資の輸出入、国内取引を主要業務としております。取扱商品は畜産物・加工食品・農産物・化学品・自動車部品など生活用・産業用資材全般にわたるとともに、それらに付帯または関連する業務を行っております。

(8) 主要な営業所等 (2019年9月30日現在)

国内： 本社

(9) 従業員の状況 (2019年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
33名	5名減	45.2歳	14.8年

(10) 主要な借入先の状況 (2019年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,320百万円
株式会社商工組合中央金庫	2,089
株式会社みずほ銀行	1,541
三井住友信託銀行株式会社	176
株式会社滋賀銀行	96
株式会社百十四銀行	64

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年9月30日現在）

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 1,328,219株 |
| (3) 株主数 | 866名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	所有株式数(百株)	持株比率(%)
太洋不動産株式会社	3,127	23.5
大東港運株式会社	1,011	7.6
柏原 滋	862	6.4
山手冷蔵株式会社	774	5.8
株式会社敷島ファーム	664	5.0
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	373	2.8
株式会社S B I証券	281	2.1
株式会社三菱UFJ銀行	182	1.3
株式会社商工組合中央金庫	182	1.3
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	182	1.3

(注) 持株比率は自己株式（753株）を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する状況（2019年9月30日現在）

（1）取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 取締役	柏原 滋 姜 偉 (長崎 旭倫)	管理本部 管掌 食料部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 総経理
取締役	五十島 滋夫	公認会計士・税理士 株式会社アクセル 社外取締役(監査等委員) 株式会社新東京グループ 社外監査役 TIS税理士法人 代表社員
取締役 常勤監査役 監査役 監査役	板倉 麻貴 福中 昇男 西澤 博 坂本 誠	公認会計士・税理士 税理士（独立役員）

- (注) 1.取締役 五十島 滋夫、板倉 麻貴の両氏は社外取締役であります。
 2.監査役 西澤 博、坂本 誠の両氏は社外監査役であります。
 3.情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査機能を強化するために福中 昇男氏を常勤監査役として選定しております。
 4.監査役 西澤 博氏は、税理士として財務・会計に関し高い見識を有された方であり、経営全般に対する監督チェック機能を果たしていただいております。
 5.監査役 坂本 誠氏は、三菱商事株式会社並びに上場会社等におきまして、管理部門業務を含む幅広い業務で活躍された方であり、経営全般に対する監督チェック機能を果たしていただいております。
 6.当社は、東京証券取引所に対して、監査役 西澤 博氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
 7.当社と各社外取締役、社外監査役とは会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

（2）事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	40,768千円 (7,840千円)	—
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	6,340千円 (2,380千円)	—
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	47,108千円 (10,220千円)	—

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額250,000千円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、1989年12月25日開催の第49回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	兼 職 の 状 況
社 外 取 締 役	五十島 滋 夫	株式会社アクセル 社外取締役(監査等委員) 株式会社新東京グループ 社外監査役 TIS税理士法人 代表社員
社 外 取 締 役	板 倉 麻 貴	
社 外 監 査 役	西 澤 博	
社 外 監 査 役	坂 本 誠	

(注)当社と上記の会社との間に重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきましては、取締役会を18回開催し、監査役会を15回開催しておりますが、五十島 滋夫氏は、取締役会の全てに出席し、公認会計士としての見地から適宜発言いただき、板倉 麻貴氏は取締役会の全てに出席し、公認会計士としての見地から適宜発言いただき、西澤 博氏は監査役会の全て、取締役会については16回出席し、税理士として培われた見識から適宜発言いただき、坂本 誠氏は、監査役会に6回、取締役会については5回出席し、事業法人で培われた知識・経験を活かし適宜発言いただき、監査機能を十分に発揮いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人アヴァンティア

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18

(注) 1.当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の区分をしておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載数字は下記のとおり表示しております。

- 1.金額については、表示単位未満を切り捨てております。
- 2.株式数については、百株未満を切り捨てております。
- 3.比率については、小数第二位を切り捨てております。

貸借対照表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,045,365	流 動 負 債	9,162,169
現金及び預金	2,846,384	支 払 手 形	397,385
受 取 手 形	30,599	買 掛 金	955,638
売 掛 金	2,600,354	短 期 借 入 金	7,287,978
商 品	3,502,573	1年以内長期借入金	56,628
前 渡 金	15,855	未 払 消 費 税 等	36,362
前 払 費 用	29,997	未 払 費 用	381,738
未 収 入 金	4,300	未 払 法 人 税 等	11,143
デリバティブ資産	4,611	前 受 金	22,726
そ の 他	12,545	預 り 金	12,566
貸 倒 引 当 金	△1,858	固 定 負 債	284,326
固 定 資 産	638,846	退 職 給 付 引 当 金	132,539
有 形 固 定 資 産	265,664	繰 延 税 金 負 債	41,274
建 物	90,221	そ の 他	110,512
器 具 及 び 備 品	10,319	負 債 合 計	9,446,496
土 地	165,123	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	19,191	株 主 資 本	234,515
ソ フ ト ウ ェ ア	16,332	資 本 金	1,344,975
電 話 加 入 権	2,859	資 本 剰 余 金	1,306,916
投 資 そ の 他 の 資 産	353,989	資 本 準 備 金	1,306,916
出 資 金	160	利 益 剰 余 金	△2,416,406
関 係 会 社 出 資 金	135,592	利 益 準 備 金	123,200
長 期 貸 付 金	9,500	そ の 他 利 益 剰 余 金	△2,539,606
そ の 他	208,737	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	17,356
資 産 合 計	9,684,211	別 途 積 立 金	3,050,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△5,606,963
		自 己 株 式	△969
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,199
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3,199
		純 資 産 合 計	237,715
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,684,211

損 益 計 算 書

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	19,519,307
売 上 原 価	18,932,625
売 上 総 利 益	586,681
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	554,646
営 業 利 益	32,035
営 業 外 収 益	21,615
受 取 利 息 及 び 配 当 金	125
受 取 賃 貸 料	11,682
保 険 解 約 返 戻 金	6,642
そ の 他	3,165
営 業 外 費 用	92,713
支 払 利 息	77,249
そ の 他	15,464
経 常 損 失	△39,062
税 引 前 当 期 純 損 失	△39,062
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,467
法 人 税 等 調 整 額	96
当 期 純 損 失	△42,626

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年11月19日

太 洋 物 産 株 式 会 社
取締役会御中

監査法人アヴァンティア

代 表 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 木村直人 (印)

業 務 執 行 社 員 公認会計士 入澤雄太 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、太洋物産株式会社の2018年10月1日から2019年9月30日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月25日

太洋物産株式会社 監査役会
常勤監査役 福中昇男 (印)
監査役 西澤博 (印)
監査役 坂本誠 (印)

(注) 監査役 西澤 博及び坂本 誠は社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役3名選任の件

現在の取締役全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役2名とコーポレート・ガバナンスの強化及び企業価値を向上させることを目的として社外取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
1	かしわ ぼら しげる 柏 原 滋 (1965年8月15日生)	1991年4月 日本合同ファイナンス(株) (現 (株)ジャフコ) 入社 1995年4月 当社入社 社長室長代理 1996年12月 取締役 社長室長 2002年4月 代表取締役専務 2010年5月 代表取締役社長 管理本部 管掌 (現任) 2015年12月 生活産業部管掌・ 上海太洋栄光商業有限公司管掌	86,277株
2	ジャン ウエイ 姜 偉 (なが さき あき のり 長 崎 旭 倫) (1964年9月20日生)	1985年12月 当社入社 2006年4月 北京駐在事務所長 2010年1月 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年4月 営業開拓部マネージャー 兼 北京駐在事務所長 兼 広州駐在事務所長 2012年11月 上海太洋栄光商業有限公司董事長 2013年12月 補欠取締役 執行役員 営業開拓部ジェネラルマネージャー 2016年12月 取締役 食料1部 食料2部 総合食品部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 管掌 2019年1月 取締役 食料部 営業開拓部 生活産業部 上海太洋栄光商業有限公司 総経理(現任)	一株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式の数
3	新任取締役候補者 橘 素子 (1958年10月15日生)	1982年 4月 東京国税局 入局 2019年 8月 税理士登録 2019年 8月 橘素子税理士事務所 開設	一株

(注)1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.橘素子氏は社外取締役候補者であります。

3.橘素子氏を新任社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

橘素子氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、国税局員として豊富なキャリアと専門的知識を有しておられ、経営の透明性と客観性向上についてご指導いただき、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。

4.社外取締役との責任限定契約の内容の概要

橘素子氏が当社社外取締役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

現在の監査役、西澤博、坂本誠の各氏が、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位(重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	にし ざわ ひろし 西 澤 博 (1937年10月2日生)	1956年4月 東京国税局 入局 1996年9月 税理士登録 1997年12月 当社監査役 2002年12月 当社常勤監査役 2009年12月 当社監査役(現任)	一株
2	新任監査役候補者 うめ ざわ たかお 梅 澤 孝 夫 (1952年1月5日生)	1978年3月 監査法人中央会計事務所 入所 1983年3月 公認会計士登録 2007年8月 新日本有限責任監査法人 入所 2013年7月 梅澤孝夫公認会計士事務所開設 2017年3月 (株)MD I 社外取締役	一株

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 西澤博氏及び梅澤孝夫氏は社外監査役候補者であります。

3. 西澤博氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

西澤博氏は財務・税務に関し高い見識を有された方であり、当社の監査役として22年間在籍され、その間、経営全般に対する監督チェック機能を十分に果たしていただいております、その経験、実績を引き続き当社の監査に反映していただきたいためであります。

4. 梅澤孝夫氏を新任社外監査役候補者とした理由は以下のとおりです。

梅澤孝夫氏は、長年、公認会計士として多くの事業会社の会計上の監査のみならず、経営全般への助言等の業務で活躍されてきており、その経験、実績を当社の監査に反映していただきたいためであります。

5. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

梅澤孝夫氏が当社社外監査役に選任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任額を限度として、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

6. 当社は、東京証券取引所に対して、監査役西澤博氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

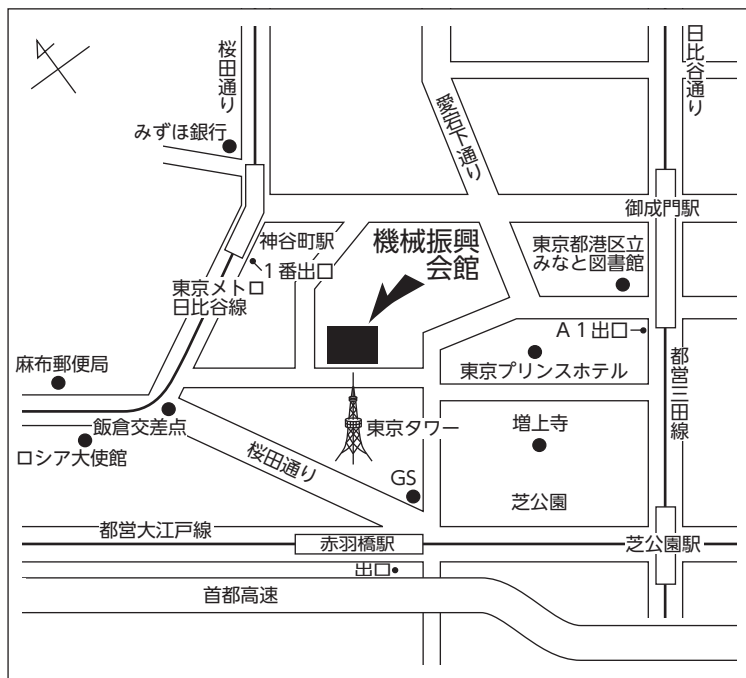
以上

メ 毛

A series of 20 horizontal dotted lines for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園三丁目5番8号
機械振興会館 地下2階 ホール
連絡先 03 (5333) 8080 (総務部)



交通のご案内

最寄駅

- 東京メトロ：日比谷線 神谷町駅下車 徒歩8分
(1番出口東京タワー・芝公園方面出口)
- 都営地下鉄：大江戸線 赤羽橋駅下車 徒歩10分
(赤羽橋方面出口)
- 都営地下鉄：三田線 御成門駅下車 徒歩8分
(A1出口芝公園3・4丁目、増上寺、東京タワー方面出口)